

代醉編云、余嘗謂、子丑二時俱屬今日之夜、寅時乃屬明日之旦、引穀梁傳注疏云々、子丑二時豈不當屬前日乎、按、朱翼之說、今之亥半時以後爲子時、然爲夜子時、屬本日管也、自今之子時半時、爲日子時、屬次日管、則與今所定之晝夜、恰相同也、張鼎思說難從、鼎思引劉世節說、以今夜之子時、卽爲來日之初也、百刻六十分也、按、春分秋分日多夜五刻也、廣義云、每時八刻二十分、按、一刻六十分、一時五百分、中華日時者、自今之亥半時爲子刻也、小學紺珠宋王應麟百刻百刻、學記云、百度得數而有常、正義晝夜百刻、十二時每時八刻二十分、每刻六十分、周禮 綯義今案に、此等の說に依て見れば、今の定めは夜九時を打しより、卽子の初として、明日の初とす、九打ぬ前をば今日の内とするなり、又西土の定めは、夜の四半時よりは、もはや明日の分として、是を子の初とするなり、此方にて、昔の貞享曆の定めと、今とは異なり、

〔類聚名物考時令二〕夜半爲朔、夏以平旦爲朔、殷以鷄鳴爲朔、周以夜半爲朔、と見えたり、今本邦の曆は周制によりて、夜半子時より翌日の分とす、

〔十駕齋養新録十七〕夜子時

宋紹熙二年正月三日壬子、其夜子時立春、洪文敏以劄子白廟堂云、日辰自古以子時爲首、今旣子時立春、則當是四日癸丑、謂太史之誤、見寶退錄宋史歷志不載其事、是文敏有此議、而廟堂未之行也、頃見寶祐四年會天歷、是歲立夏四月三日甲子、其夜子初二刻、則子初、系前一日、終宋世未嘗改易、元明至今猶承其舊、洪氏於推步本非專門、輒譏太史爲誤、非也、

〔日本紀略花八〕寛和二年六月二十三日庚申、今曉丑刻、許天皇密々出禁中、向東山花山寺落飾、大鏡花一つぎのみかど花山院天皇と申き、略寛和二年丙戌六月二十三日の夜、あさましく候し事は、人にもえられさせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道させ給へりしとぞ、